

佐賀県告示第 91 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 37 条第 1 項の規定により、佐賀県登録文化財として次のとおり登録する。

令和 7 年 5 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県登録文化財

登録番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
登 第 5 号 （無 形 文 化 財 ／ 工 芸 技 術）	佐賀県登録 文化財 （無形文化 財／工芸技 術）	のごみ人形	—	鹿島市大字山浦 甲 1524 のごみ人形工房	のごみ 人形工 房